

10万円を超える現金での振込についてのご注意

- しよくしんでは、平成19年1月4日ならびに平成25年4月1日の法令改正に伴い、10万円を超える現金のお振込みを行う場合には、本人確認書類の提示などの取引時確認（ご本人確認および取引目的の確認など）をしております。

ご来店の際には、運転免許証などの本人確認書類をご用意ください。

※「神戸市職員証」は、取引時確認の本人確認書類には該当しませんので、ご注意ください。

- ATMでは、10万円を超える現金のお振込みはできません。キャッシュカードをご利用ください。くわしくは振込のページをご覧ください。

※ただし、口座開設時に取引時確認手続きが済んでいない場合には、お振込みできないことがあります。

窓口での本人確認にご協力願います

盗難通帳・印鑑による預金の不正払出しや口座の不正利用防止のため、窓口での預金払出しにおいて、ご来店のお客様の本人確認を行うことがあります。

ご協力をお願いします。